

# 平成 28 年度石垣市立認定こども園児募集案内

石垣市・石垣市教育委員会

認定こども園（幼稚園型認定こども園）とは、幼稚園に保育園的な機能を備えることで、保育を必要とするしないに関わらず、いっしょに学べる施設です。

## 1. 募集する園児

石垣市内に居住する次の①、②、③に該当する幼児

- ①5歳児（平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日生まれの幼児）
- ②4歳児（平成 23 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日生まれの幼児）
- ③3歳児（平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 4 月 1 日生まれの幼児）

## 2. 募集する人数

認定こども園名	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
おおはま認定こども園	○	○	○	80 名
まさら認定こども園	○	○	○	80 名

※ただし、石垣市では幼稚園と小学校の連携を推進しているため、小学校区の幼児及び 5 歳児を優先し、定員を超える場合は利用調整します。また、募集の状況に応じて混合学級編成の場合もあります。

## 3. 開園日及び開園時間

月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 6 時まで

※その中の午前 8 時 15 分～12 時 15 分までを教育標準時間として幼稚園教育を実施します。

1 号認定の園児は、12 時 15 分で終わりです。

2 号認定と 2 号短時間認定の園児は、昼食後保育を実施します。

2 号短時間認定の園児は、教育標準時間終了後、16 時 00 分（8 時間）までの保育となります。

## 4. 休業日

土曜日・日曜日・祝祭日・年始年末休日（12 月 26 日～1 月 5 日）・慰霊の日  
4 月 1 日～4 月 8 日（学年始休業日）

## 5. 申込受付期間及び受付場所

平成 27 年 11 月 18 日(水)～12 月 8 日(火) 午前 9 時から午後 5 時 石垣市役所 児童家庭課

## 6. 入園の手続について

○申込時 ※1 号認定の園児と 2 号認定の園児で添付書類が変わります。

1 号認定	2 号認定
支給認定申請書兼特定教育保育施設等入園(所)申込書 (石垣市立幼稚園管理規則第 9 号様式 (第 15 条関係))	
特に必要ありません。	【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"><li>・勤務証明書（家庭外労働の方）</li><li>・自営業証明書（家庭内労働）</li><li>・内職証明書（内職の方）</li><li>・母子手帳の写し（妊娠中の方）</li><li>・診断書（保護者自身が病気の場合）</li><li>・診断書又は介護被保険者証の写し（介護認定を受けている方）</li><li>・被災証明書（災害復旧）</li><li>・求職受付票（求職中の方）</li><li>・在学証明の写し（就学中の方）</li></ul>

○入園内定書の送付 平成 28 年 1 月下旬から 2 月上旬にお届けする予定です。

○内定を受けた保護者は、幼稚園で面接を受けていただきます。

○面接時に必要な書類（用紙は、内定通知に同封します。）

①幼児家庭生活調査票

②誓約書

（保証人は民法 450 条で定められている「補償能力と弁済する資力を有するもの」であること）

③保育料減額、免除関係書類(下記の要件を満たし、減額・免除申請を行う者)

- ・要保護世帯 … 「生活保護証明書」
- ・ひとり親世帯 … 「児童扶養手当受給者証」又は「母子父子等医療費助成受給証」の写し
- ・障がい者世帯 … 「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「特別児童扶養手当証書」のうち、どれか1つの写し

## 6. 保育料について

《1号認定の保育料》

階層	対象となる世帯	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	0	0	0
2	非課税世帯 ひとり親・障がい者世帯	0	0	0
		3,000	1,500	0
3	市民税所得割額 77,100 円以下の世帯 ひとり親・障がい者世帯	6,100	3,050	0
		7,100	3,550	0
4	市民税所得割額 211,200 円以下の世帯	7,600	3,800	0
5	市民税所得割額 211,201 円以上の世帯	8,500	4,250	0

《2号認定の保育料》

階層区分		階層区分	保育基準時間	保育短時間
A		生活保護世帯	0	0
B	B1	市町村税 非課税世帯 ひとり親・障がい者世帯	0	0
	B2	非課税世帯 B1 に該当する世帯以外の世帯	6,000 (3,000)	5,900 (2,950)
C	C1	市民税 所得割額 48,600 円 未満 ひとり親・障がい者世帯	11,500 (5,750)	11,300 (5,650)
	C2	未満 C1 に該当する世帯以外の世帯	12,500 (6,250)	12,300 (6,150)
D1		48,600 円以上 58,000 円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)
D2		58,000 円以上 97,000 円未満	23,500 (11,750)	23,100 (11,550)
D3		97,000 円以上 134,000 未満	26,000 (13,000)	25,600 (12,800)
D4		134,000 円以上 169,000 円未満	26,500 (13,250)	26,100 (13,050)
D5		169,000 円以上 301,000 未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)
D6		301,000 円以上 397,000 円未満	29,500 (14,750)	29,000 (14,500)
D7		397,000 円以上	32,600 (16,300)	32,000 (16,000)

※第2子は、( )内の金額、第3子は、無料となります。多子軽減のくわしい内容は別資料にあります。

※保育料とは別に2号認定の園児は、主食費の徴収があります。金額については、現在調整中です。

※保育料は、口座振替にてお支払いいただきます。手続きについては、面接時にお渡しします。